

提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する対応

政策等の案の名称：下水道使用料の見直し（案）について

No.	提出された意見等の概要	対 応		修 正 内 容 (修正したとき)
		採用有無	理 由	
1	<p>1. 問題の明確化が必要です</p> <p>「◎下水道使用料の見直し（案）の概要」の「1. 下水道使用料の見直し検討について」という見出しの下に課題と称して2つ記載されていますが、何が問題なのか理解できません。</p> <p>(1) ①に「汚水処理に係る維持管理費は、本来、使用料で賄うべきものですが、使用料で賄っていないため、一般会計からの基準外の経営支援の繰入金で補っています。」と書かれていますが、誤解を与える表現である上、何をどのように変えたいのかが伝わりません。</p> <p>「維持管理費を使用料で賄っていない」のは、限定的です。すべての汚水処理に係る維持管理費が賄っていないわけではないので、誤解を与えます。</p> <p>不足する資金は、他会計からの繰入金等で補てんするのは当然のことで、何が問題なのかの説明がありません。</p> <p>(2) ②に、「企業債償還金の償還財源の資金が不足しています。」と書かれていますが、何を問題にしようとしているのか理解できません。</p> <p>資金不足の状況にならないように運営するのが経営の責任です。その発生の要因を分析し、解消のための方策を明らかにする必要があります。</p>	無	<p>下水道事業会計は、2つの事業を1会計で運営しており、会計単位で捉えた場合、維持管理費を使用料で賄っていない状況にあります。</p> <p>不足する資金は、企業債償還元金の補てん財源の不足を、国の財政支援の無い基準外の一般会計繰入金で補てんすることから、一般会計の負担が増加することとなります。</p> <p>その要因は、企業債償還元金と減価償却費の乖離や繰出基準の見直しが挙げられます。</p> <p>そのため、使用料の見直しを行うことにより、一般会計の基準外繰入金を削減し、一般会計の負担の増加を抑制するものです。</p>	

No.	提出された意見等の概要	対 応		修 正 内 容 (修正したとき)
		採用有無	理 由	
2	<p>2. 対策の効果は疑問です</p> <p>なぜ発生したのかの分析が重要だと指摘されているにも関わらず、要因分析についての説明がありません。問題解決の手法・ステップ等に関する書籍や情報は、巷にたくさんあるので参照して効率的に進めるべきです。</p> <p>対策には、暫定処置と恒久処置があります。短期、長期に分けて、実施時期を明確にするべきです。</p> <p>① 費用の抑制について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・数値目標がなく抽象的です。PDCA サイクルが回せないもので、効果は疑問です。</li> <li>・減価償却費の抑制に言及していますが、減価償却費は資本費です。原価の議論には関係しますが、下水道使用料で維持管理費を回収できていないという問題を論じる際には関係ありません。</li> <li>・設備を更新する際に、より効率的な設備に置き換えるのは当然のことです。計画期間中の対策とその効果が分かるように示してください。</li> <li>・処理区域の統廃合やダウンサイジングは、適用されるまでに長い時間を要します。主として農業集落排水施設に適用するはずですが、具体的な計画は公表されていません。計画期間中に更新する設備があるかどうか分かりません。</li> </ul> <p>② 下水道使用料の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「汚水処理に係る維持管理費は、本来、使用料で賄うべきもの」としておきながら、維持管理費の高い農業集落排水施設使用料を維持管理費の低い公共下水道使用料と同一にするのは矛盾しています。</li> <li>・公共下水道使用料は、維持管理費と資本費の一部を賄っているはずですが。下水道法第 20 条の規定があり</li> </ul>	無	<p>ご指摘いただいた点については、今後、改善に努めてまいります。</p> <p>なお、公共下水道の整備区域の検証については令和 6 年度に、農業集落排水処理施設の機能強化事業は令和 4 年度から令和 14 年度までに行う予定です。また、農業集落排水処理施設については、機能強化事業実施の際に、施設の統廃合についても比較検討する予定です。</p> <p>①について</p> <p>第 2 次経営戦略では、農業集落排水処理施設の設備更新による動力費の節減効果を約 10% と見込んでいました。令和 4 年度に設備更新が終了した中塚処理場では、更新前と比べ、消費電力の約 30% の削減効果がありましたが、物価高騰により、電気料金の抑制には至りませんでした。現在、南郷第 2 処理場及び南郷第 3 処理場の設備更新を実施しており、第 2 次経営戦略では、令和 8 年度、令和 9 年度にそれぞれ 1 地区、令和 11 年度、令和 12 年度にそれぞれ 1 地区の設備更新に着手する予定です。</p> <p>②について</p> <p>使用料の見直しは、事業ごとではなく、一つの会計として見直すこととし、これまでと同様に公共下水道と農業集落排水処理施設の使用料を同一とすることとしております。今回の見直し後</p>	

<p>引き上げ幅には限界があります。農業集落排水施設使用料の料金体系のあり方を見直さない限り、使用料収入不足は解消できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域下水処理場使用料は、原価を明らかにし、早急に公平な料金水準になるよう見直すべきです。</li> <li>・繰入金の増加を抑制するためには、繰入金が増加した要因分析が必要ですが、その情報が公表されていません。</li> <li>・水洗便所接続戸数をいつまでに何戸に増やすかという取組みも対策にするべきですが、言及していません。</li> </ul> <p>③ 資金不足について      新たな繰入金として、出資金という名目で繰入するようですが、下水道使用料とは関係ありません。      出資金は、収益的収支を賄うものではありません。</p>		<p>の使用料は、下水道法第20条の規定の範囲の改定となっております。</p> <p>また、地域下水処理場については、令和12年度から公共下水道へ統合を行う予定です。統合後は、公共下水道の使用料となります。</p> <p>繰入金の増加の要因については、No1の理由のとおりです。</p> <p>なお、水洗便所設置済人口の推計を行っており、水洗便所接続戸数では見込んでおりません。令和13年度の水洗化率を公共下水道で約80%、農業集落排水処理施設で約88%と見込んでいます。</p> <p>③について      No1の理由のとおりです。</p>	
---	--	--	--

No.	提出された意見等の概要	対 応		修 正 内 容 (修正したとき)
		採用有無	理 由	
3	<p>3. 資料編の問題</p> <p>3. 1 下水道使用料の見直しについて  (1) 美里町上下水道事業経営審議会の答申 (2 頁)  ① 改定時期以外の根拠が示されていません。  ② 使用者負担についてできるだけ軽減策を講じられたいと意見具申していますが、無責任です。審議会が使用者負担軽減を考慮する必要があると考えるなら、それを考慮した額を答申するべきです。</p> <p>3. 2 下水道事業の今後の事業見通しについて  (1) 公共下水道事業 (7 頁)  どのような基準で事業費を試算したのか分かりませんが、美里町下水道基本構想で採用した単価による試算では問題です。予定価格が試算工事費の3倍以上になる工区がありました。その理由は、推進工法を用いる工区であるにもかかわらず、すべて開削工法で試算されていたためです。  現在整備が進められている、新田、中組、横塚、松ヶ崎、今後整備に着工する二又、関根、御免行政区は、東日本大震災以降に建替えと新築が進み、合併浄化槽を設置した家屋が多い地域です。実情に即した経済比較をし、持続可能な事業かどうか見直すべきです。  (2) 農業集落排水事業 (8 頁)  機能強化を進めるようですが、費用対効果が分かるような情報を公表すべきです。</p>	無	<p>3. 1 について  美里町上下水道事業経営審議会からの答申は、「公共・農集の使用料は、概ね20%の改定率を上限とし、その結果、20㎡当たり4,400円に改定」などがありました。  パブリックコメントの資料では、「主な内容」と記載しているとおり、抜粋した内容としています。  答申書については、町のホームページでも公表しています。</p> <p>3. 2 について  (1) について  公共下水道の整備区域の検証は、いただいたご意見を踏まえながら、令和6年度に行う予定です。  令和6年度の見直しの際は、実績を踏まえた事業費の推計を行ってまいります。  (2) について  機能強化事業では、劣化判定調査を行い、計画的に設備等の更新を行うものです。今後、処理区毎の維持管理適正化計画策定の際に、事業の有効性についても可視化してまいります。</p>	

No.	提出された意見等の概要	対 応		修 正 内 容 (修正したとき)
		採用有無	理 由	
4	<p>まずは赤字体質の改善として、次の通り提案する。</p> <p>(1)不採算エリアからの撤退 【汲み取り式などの下水工事への補助金付き】</p> <p>(2)下水道料の基本料の見直し 【1,000 円～3,000 円の間で所得や家族数に応じた料金設定】</p> <p>(3)管理委託先や委託内容の変更 【職員などの自前管理を前提に実施、一部変更も含む】</p> <p>(4)上水道料の使用料の見直し 【一部上水も排水していると思うため】</p>	無	<p>(1) について 現在、未整備区域がありますが、整備予定区域の検証は、令和6年度を行う予定です。また、既に整備済みの区域については、資産の耐用年数等から長期的な視点に立ち、除却に要する費用等を含め、集合処理方式の妥当性について検討してまいります。</p> <p>(2) について 税情報である所得情報は、使用できないため、困難です。また、事業所等での利用もあることから、下水道に排出される水量で算定しています。</p> <p>(3) について 人件費等物価の上昇がみられますが、委託費用が増額とならないよう、仕様の見直しを行っております。直営、外部委託の有効性については、職員の確保、専門性の構築が必要であることから、長期的な視点から必要な見直しを検討してまいります。</p> <p>(4) について 水道料金の見直しについては、別途必要に応じて検証してまいります。</p>	